



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | |
|-----------------------------------|---------------|---|
| 797 令和4年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集 | (総務課) | 1 |
| 798 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 | (障害福祉課) | 1 |
| 799 身体障害者福祉法による医師の指定 | (〃) | 2 |
| 800 指定自立支援医療機関の変更 | (〃) | 2 |
| 801 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定 | (薬務課) | 3 |
| 802 大規模小売店舗の変更の届出 | (商工振興課) | 4 |
| 803 保安林の指定の解除予定 | (森林整備課) | 5 |
| 804 保安林の指定施業要件変更予定 | (〃) | 5 |
| 805 〃 | (〃) | 6 |
| 806 道路の区域変更 | (道路保全課) | 6 |
| 807 道路の供用開始 | (〃) | 6 |
| 808 新宮都市計画道路事業の事業計画の変更認可 | (道路建設課) | 7 |
| 809 紀の川都市計画道路事業の事業計画の変更認可 | (〃) | 7 |
| 810 道路の位置の指定 | (都市政策課) | 7 |
| 811 〃 | (〃) | 8 |

告 示

和歌山県告示第797号

和歌山県個人情報保護条例施行規則（平成15年和歌山県規則第90号）第21条第2項の規定に基づき、令和4年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項を次のとおり告示する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 募集期間

令和4年7月1日（金）から同年8月1日（月）まで

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧については、和歌山県総務部総務管理局総務課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/kojin/kjhome/filebo.html>）に掲載の「個人情報ファイル簿一覧」に掲載する。

3 提案の方法等

令和4年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集要綱のとおり

（令和4年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集要綱は省略し、和歌山県情報公開コーナーに備え置いて縦覧に供するとともに、和歌山県総務部総務管理局総務課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/kojin/kjhome/hisikibetu.html>）に掲載する。）

和歌山県告示第798号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉

和歌山県報 第323号

令和4年6月28日（火曜日）

法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定医師名 | 診療科目 | 医療機関名 | 医療機関の所在地 | 辞退年月日 |
|-------|------|------------|-----------|----------|
| 倉本朋未 | 泌尿器科 | 新宮市立医療センター | 新宮市蜂伏18-7 | 令和4.3.31 |

和歌山県告示第799号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定医師名 | 診療科目 | 医療機関名 | 医療機関の所在地 | 指定期年月日 | 診断する身体障害の種類 | | | | | | | | | | | |
|-------|--------------|------------------------|--------------------|---------|-------------|----|----|------|------|----|----|----|----|--------|----|----|
| | | | | | 視覚 | 聴覚 | 平衡 | 音声言語 | そしやく | 肢體 | 心臓 | 腎臓 | 呼吸 | 又ぼはう直腸 | 小腸 | 免疫 |
| 沖田竜二 | 脳神経外科 | ひだか病院 | 御坊市薗116-2 | 令和4.6.8 | | | | | | ○ | | | | | | |
| 橋本和彦 | 整形リハビリテーション科 | くしもと町立病院 | 東牟婁郡串本町サンゴ台691-7 | 令和4.6.8 | | | | | | ○ | | | | | | |
| 盛田真弘 | 消化器内科 | くしもと町立病院 | 東牟婁郡串本町サンゴ台691-7 | 令和4.6.8 | | | | | | | | | | | | ○ |
| 大松寛 | 眼科 | 医療法人健佑会串本リハビリテーションセンター | 東牟婁郡串本町串本259-6 | 令和4.6.8 | ○ | | | | | | | | | | | |
| 山口雄大 | 眼科 | 済生会有田病院 | 有田郡湯浅町吉川52-6 | 令和4.6.8 | ○ | | | | | | | | | | | |
| 玉置哲也 | 循環器内科 | 玉置循環器科 | 日高郡美浜町大字和田1138-198 | 令和4.6.8 | | | | | | | ○ | | | | | |
| 永野兼也 | 循環器内科 | 医療法人南労会紀和病院 | 橋本市岸上18-1 | 令和4.6.8 | | | | | | | ○ | | | | | |
| 幕谷悠介 | 消化器外科 | 医療法人南労会紀和病院 | 橋本市岸上18-1 | 令和4.6.8 | | | | | | | | | | | ○ | |
| 吉岡宏真 | 脳神経外科 | 社会医療法人博寿会山本病院 | 橋本市東家六丁目7-26 | 令和4.6.8 | | | | | | ○ | | | | | | |

和歌山県告示第800号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|----------|------------------|---------|----------------------|------------------|---------|
| 真進堂薬局高松店 | 和歌山市西高松一丁目3-21-1 | 医療機関の住所 | 和歌山市西高松一丁目5-4 丸岩ビル1F | 和歌山市西高松一丁目3-21-1 | 令和4.5.1 |

和歌山県告示第801号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「淫極MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「媚獸ギメ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「悶狂ダラダラ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真を付して、「pink ecstasy」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「直剛ストラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「極丸サイクロン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「絶悶スプラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「マグナムMK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「KING KAMINARI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真を付して、「HOT CRAZY」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (11) 次の写真を付して、「SEX HARB BOMB」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「恍惚ラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「媚汁トロトロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真を付して、「直乱凹」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「極悶マグマ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「マキシマム Z」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「ULTRA KRUSH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真を付して、「NURE NURE ギガMIX」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末及び液体のもの。
- (19) 次の写真を付して、「BIN BIN ギガMIX」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末及び液体のもの。
- (20) 次の写真を付して、「LOVE DASH」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (21) 次の写真を付して、「Smart Bull」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (22) 次の写真を付して、「Blue Energy」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (23) 次の写真を付して、「Cleopatra Optimum」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「GALLE PORTIO ATTACK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

のもの。

- (25) 次の写真を付して、「Erotical girl」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (26) 次の写真を付して、「STRANGE LOVE PREMIUM Rich」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (27) 次の写真を付して、「Butterfly X direction」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「HONEY WETTY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (29) 次の写真を付して、「LXE VAGINAL SPECIAL」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「69000 GIGA MAXIM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「GHOST THE SEX SLAVE MAKER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真を付して、「Nasty Boot」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (33) 次の写真を付して、「POISON Virgin replay」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「黒龍 零式」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (35) 次の写真を付して、「OPIUM STRONG MASTER」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (36) 次の写真を付して、「CHILLING BEAR」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (37) 次の写真を付して、「Ocean Splash」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (38) 次の写真を付して、「Delicious」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (39) 次の写真を付して、「XD7 XI」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (40) 次の写真を付して、「Apollon」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため。

3 施行期日

令和4年6月28日

和歌山県告示第802号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール和歌山
和歌山県和歌山市中字楠谷573番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 縦覧図書別添のとおり
(変更後) 縦覧図書別添のとおり
- 4 変更年月日
令和4年4月1日他
- 5 変更する理由
小売業者の変更のため並びに小売業者の住所及び代表者の変更のため
- 6 届出年月日
令和4年6月10日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和4年6月28日から同年10月28日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第803号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町西谷字西ノ谷926の6、926の8
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かんよう
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第804号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

和歌山県報 第323号

令和4年6月28日(火曜日)

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第805号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第806号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊由良線

| 区間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 備考 |
|------------------------------------------|------|---------------|------------|----|
| 日高郡美浜町大字三尾字後出513番1地先から同町大字三尾字後出510番1地先まで | 旧 | 6.20 8.81 | 42.80 | |
| 同上 | 新 | 8.48 11.11 | 42.00 | |

和歌山県告示第807号

和歌山県報 第323号

令和4年6月28日（火曜日）

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡美浜町大字三尾字後出513番1地先から同町大字三尾字後出510番1地先まで

供用開始の期日 令和4年6月28日

和歌山県告示第808号

新宮都市計画道路事業の事業計画の変更については、令和4年6月17日付け国近整計管和都業第1-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画事業の種類及び名称

新宮都市計画道路事業3・4・2号千穂王子ヶ浜線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県国土整備部道路局道路建設課及び東牟婁振興局新宮建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第809号

紀の川都市計画道路事業の事業計画の変更については、令和4年6月17日付け国近整計管和都業第2-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画事業の種類及び名称

紀の川都市計画道路事業3・4・4号打田重行線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県国土整備部道路局道路建設課及び那賀振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第810号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 指 定 位 置 | 申 請 者 住 所 氏 名 | 指定年月日 | 道 路 | |
|------|---------|---------------------|-------|-------------|-------------|
| | | | | 幅 員 メートル | 延 長 メートル |
| | | | | | |

和歌山県報 第323号

令和4年6月28日(火曜日)

| | | | | | |
|------|-------------------------------|--------------------------------------------------|--------------|------|-------|
| 3600 | 有田郡有田川町大字下津野字 紺屋垣内645番1の一部 | 有田郡有田川町大字小 島433番地の5 北畠不動産株式会社 代表取締役 北畠忍 | 令和 4.6.10 | 6.00 | 48.81 |
|------|-------------------------------|--------------------------------------------------|--------------|------|-------|

和歌山県告示第811号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定番号 | 指 定 位 置 | 申 請 者 住 所 氏 名 | 指定年月日 | 道 路 | |
|------|------------------|--------------------------------------|--------------|-------------|-------------|
| | | | | 幅 員 メートル | 延 長 メートル |
| 3604 | 有田市新堂字琴平112番1の一部 | 和歌山市三番丁85番地 スミカ株式会社 代表取締役 吉松三喜 | 令和 4.6.10 | 5.00 | 35.00 |